

# なみえ 議会だより

2014.5.1  
No. 143



浪江小学校の入学式  
(2人のピカピカ一年生)



津島小学校の再開式



浪江中学校の入学式（8人の新入生）

## 3月定例会

「議員の資格決定」により、小黒議員が失職（6～9頁に掲載）

3月定例会・意見書・表彰… P 2～P 4  
採決状況… P 5  
議員の資格決定… P 6～P 9  
議長選挙・広域圏組合議員選挙… P10  
議長あいさつ・2月臨時会… P10

一般質問… P11～P13  
政務活動費支出状況… P14  
議会活動の経過報告… P14  
会議の出席状況… P15  
町民の声・編集後記… P16

平成26年度 近年にない大規模な  
一般会計当初予算可決!

一般会計 133億6700万円(前年度比75.4%増)

要旨

平成26年度一般会計当初予算は、「復興の動きを見える形にする」ことに重点をおいた近年にない大規模な編成となりました。

歳入については、東日本大震災の発災以降、町税等の自主財源が引き続き確保できないため、原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金等の国の財源を最大限活用し、また、東日本大震災復興交付金基金や浪江町復旧・復興基金を大幅に取り崩す事などにより、財源を確保しています。

歳出については、帰町に向け自宅に帰ることのできない町民の方々の住宅確保を目的とした浪江町内の復興公営住宅の整備計画策定や、津波被災を受けた地域住民の安全な地区への防災集団移転促進事業など「ふるさとなみえの再生」、また、町内の水路3か所において粉殻を使用した水路除染実証実験事業や、8か所の町内ゲート付近に車番認証カメラを設置する町内防犯事業など「ふるさとなみえの安全」、さらに、全国に避難されている各世帯へタブレット端末を配布し、安否確認や情報伝達強化を目的とした、きずな再生支援事業など「避難先での生活支援」、4月からの消費税増税の低所得者対策とした、臨時福祉給付金給付事業など「その他主要事業」の4分野を主要事業としています。

国民健康保険事業など9特別会計予算合計については、75億5397万9千円(前年度比0.1%増)の編成となりました。

条例の制定

議案第2号 浪江町暴力団排除条例の制定について

質問 下請けに係る契約等の条文的「下請け」を「下請けなど」と広義的に解釈できるように見直す必要があるのでは。

議案第3号 東日本大震災による被災者に対する平成26年度の町税等の減免に関する条例の制定について

質問 この減免基準での対象者の数は。

総務課長 この条文は、県警の例示を見て判断して策定しました。県規則第4条で、詳しく規定されています。(賛成多数で可決)

町民税務課長 平成25年度へ1スで、全額減免が6257件、2分1の減免が520件、4分の1の減免が94件、減免なしが59件です。(賛成多数で可決)

条例の改正

議案第5号 浪江町課設置条例の一部改正について

配置の見直しをされますか。

質問 新たに設置する「津波被災地対策課」は、防災集団移転事業に伴って4千筆を対象者が860人の事務処理があり、膨大な事務量が予想されますが、職員の

総務課長 職員体制は、正職員9人、再任用職員1人、応援職員2人を予定しています。専門員の雇用も考えています。(賛成多数で可決)

60人の事務処理があり、膨大な事務量が予想されますが、職員の

# 補正予算

議案第15号 平成25年度浪江町一般会計補正予算(第4号)

質問 東日本大震災復興交付金40億6862万3千円の内訳は。

復興推進課長 防災集団

移転促進事業で30億580万3千円、がけ地近接等危険住宅移転事業4億832

6万2千円、市街地復興効果促進事業5億4963万2千円などの6事業です。

質問 平成26年3月までに終了予定となっていた除染が遅れています、生活面の支障はありませんか。

復興推進課長 環境省と協議をし、災害復旧に係る

復旧事業課長 平成23年度分は合意をしました。また、24年度分につきまして

道路を先行して除染を行い、平成26年3月まで4か所完了しました。(賛成多数で可決)

議案第20号 平成25年度浪江町農業集落排水

水事業特別会計補正予算(第3号)

質問 農業集落排水の賠償請求は、何年度まで協議していますか。

復旧事業課長 平成23年度分は合意をしました。また、24年度分につきまして

は東京電力と協議中です。(賛成多数で可決)

議案第23号 平成25年度浪江町水道事業会計補正予算(第3号)

質問 原発事故により発生した損害賠償額は、いくらですか。

復旧事業課長 東電に対し2億2400万円の請求をし、同額で合意しました。(賛成多数で可決)

時職員、ボランティア等々の講習会等での予算を含め計上しています。

質問 「津波被災地対策課」が設置されますが、人的対応は。

副町長 今までのような体制では現実的に対応できないと予想しており、今後外注とかいろいろ手法を使っていきたいと考えています。

形で影響しますか。

復旧事業課長 下水道使用料については影響がないと考えています。しかし、事業にかかる委託料、工事費等には影響があります。

## 討論

反対討論

国の政策との関係では町としてやむを得ない立場かも知れませんが、消費税増税はあるべきではないという立場から反対をします。(賛成多数で可決)

## 討論

反対討論

全町避難の中、消費税増税により、当初予算は大変な負担増になります。その様な政策を認められない立場から、反対の態度を明確にします。(賛成多数で可決)

議案第34号 平成26年度浪江町水道事業会計予算

質問 給水収益の予算1万円は前年同額ですが、復旧・復興との関係で適正な予算組みと考えられますか。また、現状と見通しは。

復旧事業課長 今後、除染などによりどのような水道使用があるか見極めながら進めていきたいと思いま

務委託費に3996万円計上していますが、その内容は。

復興推進課長 町内における復興公営住宅整備に関する調査費です。

質問 町内復興公営住宅全体計画の町としての基本方針は。

復興推進課長 自宅に帰れないための復興公営住宅

の整備を基本としており、意向調査等を踏まえ60戸を目安として調査をしていきたいと思えます。

質問 B-1グランプり負担金が百万円となっていますが中身は。

復興推進課長 郡山市と浪江町共同で負担している実行委員会に対する負担金です。これ以外に企画費で実行委員会の派遣職員、臨

別会計予算

議案第28号 平成26年度公共下水道事業特別会計予算

質問 消費税増税に伴い当初予算にはどのような

# 当初予算

議案第24号 平成26年度浪江町一般会計予算

質問 防災集団移転促進事業48億9255万1千円とありますが、年度中に完了しますか。また、交付金の割合は。

ふるさと再生課長 年度内用地買収予定は全体の50%で、残りの50%については次年度に計上予定です。なお、交付金は総事業費の8分の7交付されます。

質問 復興公営住宅業

す。復旧については、今後  
 随時復旧しながら、平成28  
 年3月という目標に向かっ  
 て進めています。

## 討 論

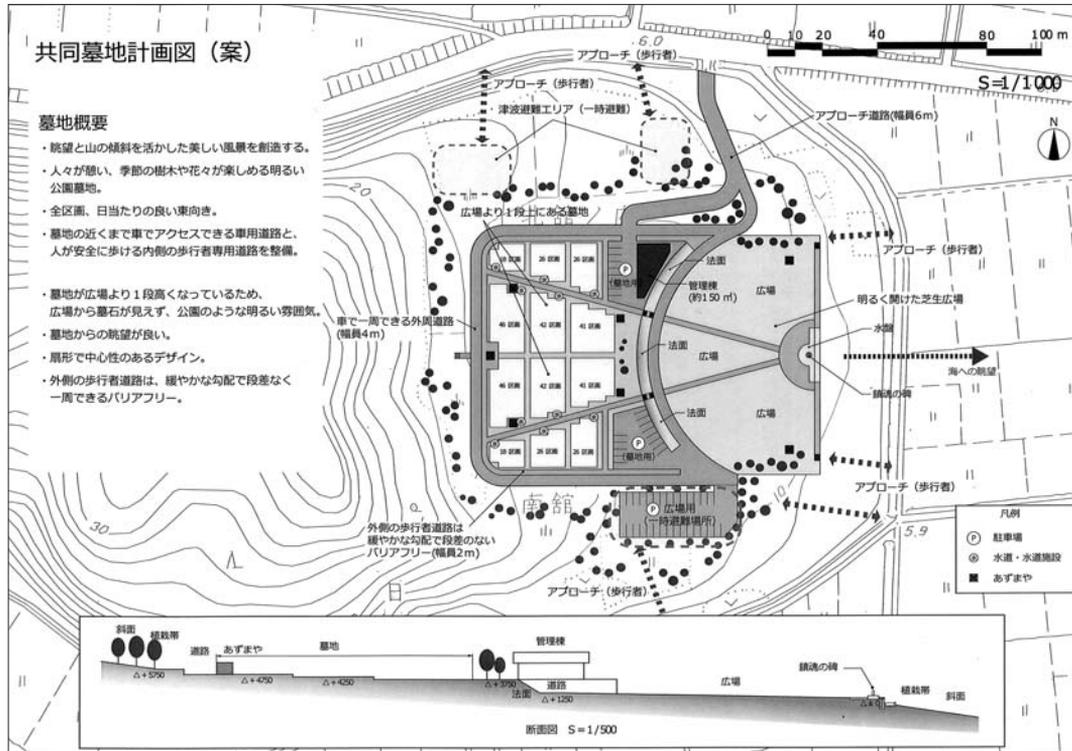
### 反対討論

消費税増税はあるべきで  
 はないということで反対し  
 ます。(賛成多数で可決)

議案第35号 工事請負  
 契約の締結について  
 (請戸共同墓地整備  
 事業造成工事)

**質問** 入札は何業者を  
 指名しましたか。また、資  
 格審査は問題なく行われま  
 したか。

**総務課長** 指名委員会  
 でAランクの6業者を指名し  
 ました。横山建設、東北土  
 木、泉田組、豊工業、阿部  
 建設、東北工業建設で入札  
 を実施しました。  
 (賛成多数で可決)



請戸共同墓地イメージ図

## 永年勤続 功労者表彰

馬場績議員は昭和62年の初当選以来、8  
 期24年の永きにわたり、浪江町議会議員と  
 して地方自治の高揚と町政の進展に大きく貢  
 献されたことにより、表彰されました。



## 意見書

### ○原発再稼働・核燃料サイクル推進の「エネルギー基本計画」(案)の撤回を求める意見書採択(原文より抜粋)

史上最悪の福島第一原発事故から3年が過ぎ、  
 いまだ事故原因が解明されず危機的状況が続いて  
 いるにもかかわらず、「収束宣言」を撤回せず、  
 福島第二原発の廃炉も明言していません。それば  
 かりか、原発を「重要なベースロード電源」と位  
 置付け、再稼働を進めることや、核燃料サイクル  
 の推進を明記した「エネルギー基本計画」(案)を決  
 定しました。

今必要なことは原発の再稼働ではなく、地域の  
 経済循環と新しい雇用を生み出す地域密着型の再  
 生可能エネルギー普及への転換です。

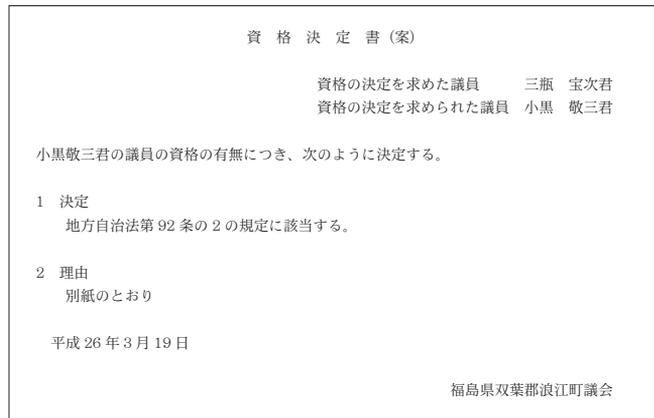
政府は原発再稼働・核燃料サイクル推進の「エ  
 ネルギー基本計画」(案)を撤回し、福島原発の危  
 機状況の打開に全責任を持ち解決することを強  
 く求め、意見書を衆参両議院議長や内閣総理大臣  
 などに送付しました。

## 3月定例会の採決状況

議案番号	件名	議決結果
議案第 2 号	浪江町暴力団排除条例の制定について	原案可決
議案第 3 号	東日本大震災による被災者に対する平成 26 年度の町税等の減免に関する条例の制定について	原案可決
議案第 4 号	消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第 5 号	浪江町課設置条例の一部改正について	原案可決
議案第 6 号	浪江町復興再生事務所設置条例の一部改正について	原案可決
議案第 7 号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 8 号	職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 9 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 10 号	町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 11 号	職員の給与に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 12 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 13 号	浪江町重度心身障がい児童福祉手当支給条例の一部改正について	原案可決
議案第 14 号	浪江町社会教育委員設置条例の一部改正について	原案可決
議案第 15 号	平成 25 年度浪江町一般会計補正予算（第 4 号）	原案可決
議案第 16 号	平成 25 年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 17 号	平成 25 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 18 号	平成 25 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 19 号	平成 25 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	原案可決
議案第 20 号	平成 25 年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 21 号	平成 25 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 22 号	平成 25 年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 23 号	平成 25 年度浪江町水道事業会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 24 号	平成 26 年度浪江町一般会計予算	原案可決
議案第 25 号	平成 26 年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算	原案可決
議案第 26 号	平成 26 年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第 27 号	平成 26 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算	原案可決
議案第 28 号	平成 26 年度浪江町公共下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第 29 号	平成 26 年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算	原案可決
議案第 30 号	平成 26 年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
議案第 31 号	平成 26 年度浪江町介護保険事業特別会計予算	原案可決
議案第 32 号	平成 26 年度浪江町財産区管理事業特別会計予算	原案可決
議案第 33 号	平成 26 年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案第 34 号	平成 26 年度浪江町水道事業会計予算	原案可決
議案第 35 号	工事請負契約の締結について（請戸共同墓地整備事業造成工事）	原案可決
発委第 1 号	浪江町議会委員会条例の一部改正について	原案可決
発委第 2 号	原発再稼働・核燃料サイクル推進の「エネルギー基本計画」(案)の撤回を求める意見書(案)	原案可決
	小黒敬三議員の資格決定について	原案可決
	委員会の閉会中の継続審査又は調査について	原案可決

# 小黒議員が失職 委員会報告を受け本会議で議決

別紙



## 1 審査資格事項

(1) 地方自治法第92条の2に規定する議員の兼業の禁止に該当するかどうかの調査審査

(2) 公職選挙法第104条の規定に反しているかどうかの調査審査

## 2 委員会の開催

第1回  
平成26年1月10日(金)

第2回  
平成26年1月30日(木)

第3回  
平成26年2月7日(金)

第4回  
平成26年2月13日(木)

第5回  
平成26年2月26日(水)

第6回

平成26年3月7日(金)

第7回

平成26年3月17日(月)

第8回

平成26年3月18日(火)

## 3 資格審査の結果

「地方自治法第92条の2の規定に該当し、議員資格を有しない」

## 4 審査内容

小黒敬三議員が、町と取引関係にある株式会社小黒設備工業の役員として経営に参画している状況から、地方自治法第92条の2に規定する議員の兼業禁止に該当するかどうか資格審査を実施したものです。

(1) 地方自治法第92条の2(議員の兼業禁止)に規定する該当要件の検討

普通地方公共団体の議員について兼業が禁止されているのは、当該団体の具体的な請負契約の締結に対する議決等に参与すること等により、直接・間接に事務執行に影響を及ぼす立場にある。したがって、兼業禁止の規定は、議会運営の公正を保障するとともに、事務執行の適正を確保することにあります。

地方自治法第92条の2

(議員の兼業禁止)に該当するかどうか判断にあたっては、いくつかの検討すべき条件がありますが、判例、行政実例等を調査し次のとおり判断いたしました。

(2) 町と株式会社小黒設備工業の取引が法でいう「請負」にあたるか  
法でいう「請負」は「一定期間にわたる継続的な取引関係にあること」が必要であり、町と株式会社小黒設備工業との取引はこれに該当し、また、特に請負額の算定から除外すべき取引もないと判断しました。

(3) 調査すべき取引の期間

小黒敬三議員は、取締役として平成15年8月26日に就任し、平成23年9月30日に退任しております。この退任登記をしたのは平成25年11月21日です。この期間は、

# 「議員の資格決定」により 資格審査特別

現在の議員の任期以前からの就任で、今現在はその役職にはありません。これについては「今現在その役職になくても現任期中に就任していれば、過去にさかのぼって資格審査の対象となり得る。ただし、前任期中まではさかのぼることができない」とされています。前任期にさかのぼることができないのは、議員の任期は住民の選挙を経たそれぞれ独立・完結したもので、この条項の失職制度は、任期中の失職事由があれば、議員の残りの任期について議員の身分を奪うものであるためとされています。

(4)取引の形態について  
地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）の条文は、次のとおりです。

「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び精算人たることはできない。」

したがって、当委員会では、町と株式会社小黒設備工業との取引において、株式会社小黒設備工業が「主として同一の行為をする法人」に当たるとかを調査することにいたしました。

## 5 審査経過

当委員会では、平成26年1月10日に第1回の委員会

を開催し現在まで8回の委員会を開催してきました。

委員会として、審議した内容は「地方公共団体と取引のある法人取締役等になつていない場合には、そのことを理由に直ちに兼業禁止とは判断できず、「主として同一の行為をする法人」に該当するかどうかで判断されることになつていきます。「主として同一の行為をする法人」とは、最近の決算書により判断して、団体等に対する請負額の割合が50%以上を占めるような場合には、明らかに該当するものと解される。また、請負額の割合が半数を超えない場合であっても、当該請負が業務の主要部分を占め、その重要度が長い職務執行の公正、適正を損なうおそれが類型的に高いと認められる場合には「主として同一の行為をする法人」に当たるとされており

ます。

自治法第92条の2の規定にいう「主として」の解釈については、必ずしも50%がその判断の基準ではなく、したがってそれ以下の場合には該当しないとは直ちにはいえないものであり、個々の事実によって判断するほかはない。との行政実例があります。

審査の中で、町と株式会社小黒設備工業の取引額が何%を占めるかについて調査をしました。

この審査対象となる期間は議員の任期である平成25年5月1日から平成25年11月18日第5回臨時会の議案提出までとしました。

当委員会として、町に請負契約額の資料請求を求めたところ2件で339万1500円の請負額を確認しました。

また、株式会社小黒設備工業の決算を調査するため、直近の決算書を平成26年2月7日付けで平成26年

2月12日まで資料の要求をしましたが資料の提出はなく、再度資料の請求を平成26年2月25日まで要求をしたところ、「決算書の資料提出の法的根拠規定がない」ということでした。

また、小黒敬三議員は平成25年5月8日から浪江町議会議長としての要職に現在まで就いております。

地位を利用したと思われる営業行為の有無などについて、資料提出を求めました。平成25年10月26日に浪江町役場二本松事務所会議室において国会議員と懇談した際に交換した名刺には株式会社小黒設備工業取締役会長小黒敬三と記載されており内外的に営業活動をしておりました。

また、平成25年1月24日に浪江町長に提出された建設工事入札参加資格審査申請書の技術者経歴書には取締役小黒敬三と記入されそれに基づき浪江町は浪江町

入札参加資格申請書提出書類確認表（建設工事部門）でチェックして問題がない

として平成25年2月4日に受理されております。

さらに、今回の議会議員選挙の浪江町議会議員選挙候補者届出書（本人届出）

が平成25年4月11日に浪江町議会議員一般選挙選挙長岡田和雄様あてに職業会社役員と記入し立候補の届出がされ受理されております。

平成26年3月7日に小黒敬三議員の出席を当委員会として求め、取締役に就任した経緯や地方自治法の兼業禁止に対する認識がどうであったかなどを聴取いたしました。小黒敬三議員によると、「震災以降は議会活動にシフトを置いて活動していたので、会社の登記関係は会社も混乱していたので2年毎の登記申請はしていなかった。登記上は平成23年9月30日に役員を自

動失職していた。誤解を招くので臨時議会終了後役員

の退任手続きを取った。議員必携を読んで、町からの受注が主要でなかった

のでそのままと判断していた。仕事も民間を中心に受注しての会社経営であっ

た。浪江町からは多く受注はしていなかった。」

さらに、「役員については、認識の違いで後でそう

なっていて、法的には平成23年9月30日に退任してい

た。手続きを取るまで、皆さんに間違つて説明したのもあります。正式な手続きを取つたらそうなつてい

た。」との説明でありまし

た。以上の審査結果を踏まえ、委員会としての意見を

## 6 結論

集約いたしました。今回の

2（議員の兼業禁止）の普通

通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共

団体に對し請負をする者及びその支配人又は主として同

一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役

若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人

及び精算人たることはできないに該当すると言えま

す。「主として同一の行為をする法人」に当たるとの委

員が多数で、当たらないとしていた委員も有りまし

た。当たらないとした委員の意見としては、「主として」

の部分では、町との請負額が50%を超していないので

## 委員会報告への質疑

1～8回までの会議の概要は。

**委員長** 法令、行政事例、または取締役であったかを本人への聞き取り等、4回程度費やしその後、委員

のいろいろな意見を分析検討しました。

**質問** 小黒設備工業(株)の決算

書の資料提出を本人に求めたとあります。会社の役員であれば、決算書には役員報酬等の記載があるかと思

います。なぜ提出をされなかった

か、本人の弁明は。  
**委員長** 2回に渡り決算書の資料提出を本人に求めたのですが応じませんでした。根拠のほどはわかりません。

**質問** 議長職にあり、立場上い

ろいろな議会活動状況下で「小黒設備工業(株)取締役会長 小黒敬三」という名刺を使用していたとの記載

がありますが、本人が役員を自動失職していたのなら、役職詐称ではな

いかと思われませんが。  
**委員長** 本人が議会で「取締役会長」とはつきり答弁をしています。

**質問** 委員会の結論が全会一致

ではないということですが、今回の資格審査委員会の決定は、議員失職までいく大変重い判断を求められているわけです。町との請負契約が、会社の売上げの50%を超えないかどうか議員必携にもありますが、その問題は議論をしましたか。

**委員長** 町との請負契約が、会社の

売上げの50%を超えないかどうか、いわゆる請負契約にあたるかどうかを、地方自治法92条の2のからみで議論を重ねました。結論は請負契約であることが明白だという判断です。

記をしているがその後各公  
的機関に提出された各種届  
出書には株式会社小黒設備  
工業取締役小黒敬三と記載  
されており、このことから  
して、登記上役員でなかつ  
たとする小黒敬三議員の主  
張は社会通念上通りませ  
ん。

さらに、会社法第346  
条第1項には、「役員が欠  
けた場合又はこの法律若し  
くは定款で定めた役員の員  
数が欠けた場合には、任期  
の満了又は辞任により退任  
した役員は、新たに選任さ  
れた役員が就任するまで、  
なお役員としての権利義務  
を有する。」とあります。

平成25年11月18日の臨時  
会の日に取った登記情報に  
よると小黒敬三議員は、取  
締役に在任していたと確認  
されました。平成25年11  
月18日の臨時会後の株式会  
社小黒設備工業から提出の  
あった登記簿情報によると  
平成25年11月21日に退任手

続きを取られておりまし  
た。したがって平成25年11  
月16日に株式会社小黒設備  
工業の役員が新たに就任し  
ておりますので、平成25年  
11月15日までは取締役とし  
ての「権利義務」を有する  
ことが確認できません。退任  
手続きは明らかに取締役退  
任の正当性を繕ったにすぎ  
ません。したがって、臨時  
会の提出議案の採決時には  
明らかに取締役として在任  
していたことが明白であり  
ます。

平成25年10月30日に仮契  
約の契約行為が有ったこと  
は事実であり、平成25年11  
月18日開催の臨時会で工事  
請負契約が否決されたこと  
は非常に重い事でありま  
す。

今回法でいう議員の兼業  
禁止に該当するとの委員会  
の審査結果ではありますが、  
小黒敬三議員が法人の取締  
役に就任していた行為は町  
民から誤解を受けかねず、

ひいては議会の信用を失墜  
させることになり当事者が  
議会の代表者たる議長であ  
ることで誠に遺憾でありま  
す。

委員会採決では、決定書  
案のとおり、「地方自治法  
第92条の2の規定に該当  
し、議員資格を有しない」  
と決定いたしました。

よって公職選挙法第10  
4条に抵触すると判断す  
る。

以上、委員会報告を終わ  
ります。(全文掲載)

## 小黒敬三議員 の弁明

### ■請負契約の状況の件

会社の過去3年の実績は、平成23  
年6月決算では1・3%、24年6月  
では0・2%、25年6月では1・8  
%です。これは、災害復旧工事、除  
雪等で通常の請負業務ではありません  
でした。

### ■資料の請求の件

請求が緊急な要請でした。また、  
直近の決算書ということで、会社の  
決算が6月なので出しようがないと  
いう事です。

### ■取締役会長の名刺の件

正確には覚えていませんが、通常  
は議長の名刺を使用していたので、  
切れた時だったかもしれませぬ。

## 採 決

出席議員 15人  
賛成 10票  
反対 5票

委員長報告のとおり「議員の資格  
を有しない」と決定することを無記  
名投票で採決しました。

議員の資格を有しないと決定  
については、地方自治法第127条第  
1項の規定により、出席議員の3分の  
2以上の賛成を必要とします。投票  
の結果3分の2以上の賛成があつた  
ので、資格決定書案のとおり可決さ  
れ、小黒敬三議員は失職しました。

## 議長選挙

小黑敬三前議長が失職したため、15人の議員で議長選挙を行いました。その結果、吉田数博議員が議長に就任しました。

## 双葉地方広域市町村圏組合議員選挙

小黑敬三前議長が兼務していた双葉地方広域市町村圏組合の議員に、吉田数博議員が全会一致で選出されました。

## 議長あいさつ

吉田数博



平素より、町政並びに町議会に対し、特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、3月定例会に於いて、議長に就任いたしました。全町避難を余儀なくされている、厳しい環境下での再任であります。経験を生かし真摯に責任を果たしてまいりたいと考えております。

平成23年3月11日、あの忌まわしい大震災、大津波、原発事故から38ヶ月、いまだに避難生活という理不尽な状況に怒りと苛立ちを覚えながら、「ふるさとなみえ」の再生、復興、生活再建を一日も早くと願うもなかなか進展がみられず、行政の一翼を担う議会として力不足と責任を感じております。

3月定例会では、「復興の動きが見える形にする」をテーマにした総額133

億6700万円の一般会計予算を可決しました。

「ふるさと再生」「ふるさとの安全」「避難先での生活支援」を図る事を主な柱とするものです。

現在、大きな課題である除染、賠償、健康管理等や、新しいまちづくり、復興公営住宅の整備等、スピード感を持って取り組む必要があります。

しかし、誰もが経験した事のない事柄であり、困難を極めますが、ベストを指し、議会として果敢に取り組んでまいります。

最も大切なことは、諦めない心を強く持つ事かと思えます。町民の絆を強め、生活再建に向けた政策を強力に推進する事が最重要と考えております。

今、地方を犠牲にして成り立つ中央、人間より国家を優先する在り方、科学技術への過信・・・東日本大震災で露呈した矛盾や問題は、更に深刻化しているように感じられてなりません。

その様なことから、議会の責任を自覚し、議員一人ひとり自己研鑽に努め、今の困難な状況を、震災前の「ふるさとなみえ」に近づけるため、努力を重ねてまいりますので、町民各位の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任の挨拶と致します。

## 第1回臨時会

2月3日

### 議案第1号

「工事請負契約の締結について  
(浪江町役場本庁舎空調設備修繕工事)」

工事箇所 浪江町役場本庁舎  
契約の方法 指名競争入札  
契約の金額 6372万円  
契約の相手 株式会社ナミエ設備  
工 期 平成26年6月6日

(賛成多数で可決)

※5千万円以上の工事請負契約を締結するとき等は、議会の議決が必要となっています。

## 5 議員が質問

### ■若月 芳則

- (1) 避難3年を経過し、帰宅解除までの中間点にある。後半3年、その日まで町長として、どういう方針で取り組むのか
- (2) 農地、除染後の保全管理にどう、政策的に支援を考えるか
- (3) 津波被災地域の生活再建支援は

### ■平本 佳司

- (1) 中間指針第四次追補について
- (2) 復興公営住宅について
- (3) 町内の復興まちづくり計画について

### ■松田 孝司

- (1) 避難生活環境について
- (2) 復興に向けて

### ■馬場 績

- (1) 豪雪と町の対応について
- (2) 続発する原発のトラブルの問題と対応について
- (3) 復興の諸問題について
- (4) 中間指針第四次追補について
- (5) 甲状腺ガンと健康・医療対策について
- (6) 教育行政について
- (7) 政治姿勢について

### ■渡邊 泰彦

- (1) 町税のあらましについて
- (2) 東京電力からの賠償金の税制の取り扱いについて
- (3) 仮置場について
- (4) 仮設住宅の雪かきと雪下し対策について

## 一般質問

# 町政と問答

このページには質問した議員の質問事項が掲載されています。  
議会だよりに掲載する一般質問の内容は、紙面の構成上、1議員の質問、答弁を合わせて550文字以内に要約しておりますので、ご了承ください。

一般質問とは、議員が町の行財政全般にわたって執行機関に疑問点をただし、所信の表明を求め政治的姿勢を明らかにするものです。そのことにより、現行政策の変更、是正あるいは新規政策の採用などの効果があります。



若月 芳則 議員

#### 質問

町民も将来が見えず、不安が増幅しています。町の復興指針を強く示す必要が求められていますか。

#### 町長

町民の不安については、私も重々認識しており、今後は復興計画の着実な実行と復興を見る形で示していきま

#### 質問

復興は除染から始まります。仮置場設置困難な地区に、町が前面に出て設置調整を進める考えはありますか。

#### ふるさと再生課長

各行政区長さん方にご努力を頂いておりますが、仮置場設置困難な行政区等については今後、他の行政区との調整等も必要と考えております。

Q 帰還まで町民の期待にこたえられますか

A 復興を形として示してまいります

#### 除染後の農地保全について

#### 質問

農地除染が終了と同時に、保全管理が求められます。町は農業者にどのような政策支援を講じますか。

#### 産業賠償対策課長

営農再建支援事業で、10アール当たり上限3万5千円の補助金で地域農業者と管理保全を進める考えです。

#### 質問

町内に作業者用簡易宿泊施設の設置の考えはありますか。

#### 復興推進課長

現況では難しいものがあります。可能性も含め検討を進めます。

#### 質問

除染後、町道の保全(草刈り)分について

費用を支給できませんか。

#### 復旧事業課長

除染後の農地保全と併せて、助成等も検討してまいります。

#### 津波被災地域の生活支援について

#### 質問

津波被災地域の住民は、家屋流失など大変な被害を受けました。生活再建の一助としても各事業の早期展開を図るべきと考えますが、現況は。

#### ふるさと再生課長

共同墓地整備、防災集団移転促進事業、さらに各種土地利用計画を掲げ買収の範囲、単価その他支援策等を示し合意形成が図れるよう、住民集会等でご理解をいただく努力を進めています。



平本 佳司 議員

### Q 帰還困難区域重視の第四次追補をどうとらえていますか

A 一律賠償していくべきと今後  
も強く要求します

**質問** 「移住することが合理的と認められる者」とは、誰を指しますか。

**産業賠償対策課長** 営業再開や就労の見通しが立たない場合、帰還することが本人や家族の医療、介護、子供の心身に悪影響を与える場合を示していますが、あくまでも個別事情により対応となります。

**質問** 「帰還困難区域に隣接している場所」とは、どこですか。また、要望書等を提出している区域についてはどのように対応しますか。

**産業賠償対策課長** 地域の実情や町民の意向を十分に踏まえるよう強く求めていきますが、具体的な判断方法は示されていません。

**質問** 復興公営住宅入居の優先順位は。また、希望者全員が入居できるようになりますか。

**復興推進課長** 高齢者、障がい者、介護を要する方、また子育て世帯を優先する予定です。希望が募集を上回った場合抽選となりますが、希望者全員が入居できるように県に要求します。

**復興まちづくり計画の整合性は**

**質問** 策定を進めている町内の「復興まちづくり計画」と、住民意向調査、パブリックコメント等との整合性はとれていますか。

**復興推進課長** 住民意向調査の結果をもとに、2500世帯、約5千人を目標としています。また、27

3件のパブリックコメントを踏まえ、計画を策定します。

**質問** 帰還困難区域以外の区域の避難指示は、段階的に解除するのですか。それとも一括で解除する予定ですか。

**町長** 除染、インフラ復旧が完了すれば段階的に避難指示解除の対象になってきます。しかし、解除の前提条件となる原発の状況や生活基盤等が整わないと、現実的に解除は難しいと思います。

**質問** 借り上げ住宅の方から、民生委員が避難後顔を見せられないとの声があります。現在、民生委員活動は避難前と同様に活動していますか。

**介護福祉課長** 2月の民生員協議会で県内をブ

ロック分けし、訪問活動



松田 孝司 議員

### Q 孤独死対策をどう考えていますか

A 最優先事項のひとつと考えています

**質問** 避難生活で生活環境に馴染めず、無聊を託って部屋に閉じこもり、運動不足や病気になる高齢者が多くなっています。孤独死対策をどう考えていますか。

するということに決定しました。相馬、いわき、県北、県中、県南方面として、訪問相談等を中心に避難前の活動に近づけるように考えています。

### 除雪機等の配備について、人的支援すべきでは

**質問** 仮設住宅に除雪機等が配置されていますが、機器を動かせる人が少なく、自治会の役員にしか寄せが来ています。使用状況を把握し人的支援をすべきと思いますが、どう考えていますか。

**ふるさと再生課長** 半壊未滿について解体撤去の要望が多いことから、今後も国に対し方向性を示すよう要望していきます。

**生活支援課長** 通路等の除雪については今回同様に入居者及び自治会で対応をお願いしたいと思っています。その他の機器等については対応を検討していきます。



半壊未滿の家屋



馬場 績 議員

Q 原発再稼働前提のエネルギー基本計画をどう思いますか

A 原発再稼働、推進する状況ではないと思います

質問

政府は原発を「重要なベースロード電源」と位置付け、原発再稼働を明記したエネルギー基本計画を決定しようとしています。原発は未完の技術であることが証明され、再稼働反対の世論が大きくなっています。あるべきエネルギー政策とあわせ見解をお示しください。

町長

3・11の原発事故の原因究明もされていません。廃炉作業の困難さや、相次ぐトラブルなど再稼働を推進する状況ではないと考えます。今後は原発に頼らないエネルギー政策であるべきと認識しています。

復興公営住宅の見直しと「被災者生活再建支援制度」の見直しは

質問 入居希望と建設計画は。

復興推進課長

県の復興公営住宅の全体計画は4890戸と発表されました。いわき、福島、郡山、会津若松の各市に整備される第1次募集の500戸は浪江町以外の町村分も含まれています。浪江町民が希望する2067戸に比べ不足しています。

質問

国の「被災者生活再建支援制度」は原発避難者が対象外なので、対象にするよう求めることと、町独自の支援制度を検討されていますか。

復興推進課長

原発災害も適用するよう再三重望しています。持ち家助成のみならず、既存の生活支援制度について冊子を作る計画です。

豪雪対策について

質問

除雪は仮設住宅の設置者である県が責任を持つべきです。仮設住宅自治会に除雪費支援を検討されますか。

生活支援課長

県委託の業者が除排雪できるように検討するとの県議会答弁がありました。除雪費支援についても考えていきます。



渡邊 泰彦 議員

Q 町県民税の減免措置を見直すべきではないですか

A 総務省の通達に基づいて進めています

固定資産税について

質問

現在は、全額免除となっている固定資産税の減免は、いつまで継続される予定ですか。また再課税になると思われる時期は、いつ頃ですか。

町民税務課長

総務省の自治税務局長からの通達で、震災に伴う減免措置を現在進めています。再課税については、解除後すぐに課税するのは、現状から鑑みても非常に難しいと考えられます。

権現堂の仮置き場について

質問

権現堂地区には、環境省の提示した条件の仮置き場の候補地は、確保できないと思います。



2月の大雪

ます。例えば、地域間相互調整のような方針を出し、早急にスペースを確保すべきと思いますが。

ふるさと再生課長

権現堂地区には、そういったスペースはないと判断しています。現在、他の行政区と調整中です。早期に確保できるような環境省とも協議しています。

豪雪の対策について

質問

今年に仮設住宅に配置した除雪機では能力不足で、通路の除雪はできませんでしたが、駐車場の除雪ができない状況でした。性能がワンランク上の機種を配置してはどうですか。

生活支援課長

新年度の予算で、もう一台を計上しています。機種は除雪能力が45トンから55トンへ、幅も65cmから85cmへ性能アップしました。安全面でもオペレーター養成もいたします。また、導入については、自治会と相談のうえ配置したいと考えています。

# 政務活動費支出状況

政務活動費とは、議員が実施する調査研究、研修、各種会議への参加などにより、町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動や住民福祉の増進を図るために必要な活動（政務活動）に要する経費に対して、議員個人に交付されるものです。なお、議員からの申請により交付されます。

交付基準は、次のとおりです。

1. 交付額 1 月当たり 5,000 円
2. 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、下の表のとおりです。

経 費	内 容
調 査 研 究 費	議員が行う町の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研 修 費	1 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広 報 ・ 広 聴 費	議員が行う活動の広報・広聴活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会 議 費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資 料 作 成 費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資 料 購 入 費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

## ● 支出内訳

議 員 名	渡邊 泰彦	若月 芳則	佐々木恵寿	紺野 榮重	三瓶 宝次	
交 付 額	55,000	55,000	60,000	55,000	60,000	
支 出 額	調 査 研 究 費		2,160	8,770		
	研 修 費			54,320		
	広 報 ・ 広 聴 費	70,554	26,445		58,775	60,000
	要請陳情等活動費					
	会 議 費		10,500			
	資 料 作 成 費		9,000			
	資 料 購 入 費					
	事 務 費		17,040			
	人 件 費					
合 計	70,554	65,145	63,090	58,775	60,000	

# 議会活動の経過報告 2月1日～4月30日

(定例会及び臨時会中の全員協議会・各常任委員会・議会運営委員会を除く)

## 1月

30日	全員協議会 議会運営委員会 議会報編集特別委員会 資格審査特別委員会 ※前号のページに間に合わなかったため、今号に掲載しています。
-----	---

## 2月

3日	第1回臨時会
7日	資格審査特別委員会
13日	全員協議会 資格審査特別委員会
14日	議会報編集特別委員会
18日	広域圏組合・保健衛生常任委員会（広野町）
19日	〃 ・消防厚生常任委員会 〃 高速自動車道整備促進に関する浜通り地方 議会連絡協議会国要望（東京）
20日	広域圏組合・総務常任委員会（広野町）
24日	復興副大臣、政務官との意見交換会（福島市） 県町村議会議長会定期総会（福島市）
26日	議会運営委員会 資格審査特別委員会
27日	東電福島第一原発事故被災市町村議会三役 会議（福島市）

28日 広域圏組合・定例会（広野町）

## 3月

6日	定例会開会・本会議
7日	定例会本会議 資格審査特別委員会
17日	〃
18日	定例会本会議 資格審査特別委員会
19日	定例会本会議・閉会
25日	双葉地方議会議長会会議（郡山市）
31日	議会運営委員会

## 4月

2日	議会報編集特別委員会
8日	〃
10日	〃
11日	議会運営委員会
14日	議会報編集特別委員会 復興副大臣、政務官との意見交換会（福島市）
15日	全員協議会
21日	行政視察研修（相馬市ほか）
24日	全員協議会

# 会議の出席状況

(○:出席、×:欠席)

## ●本会議・全員協議会

議席 番号	氏名	1/23	1/30	2/3	2/13	3/6	3/7	3/7	3/13	3/14	3/18	3/18	3/19	3/19	4/15
		全協	全協	本会議	全協	本会議	本会議	全協	全協	全協	本会議	全協	本会議	全協	全協
1	渡邊 泰彦	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	佐々木勇治	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	鈴木 幸治	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○
4	小黑 敬三	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
5	平本 佳司	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	松田 孝司	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	山崎 博文	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	若月 芳則	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	佐々木恵寿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	山本幸一郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	泉田 重章	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	佐藤 文子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
13	紺野 榮重	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	吉田 数博	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15	三瓶 宝次	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16	馬場 績	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※本会議：議場での会議（議会の意思を決める会議）、全協：全員協議会

## ●総務常任委員会

	氏名	3/10
委員長	紺野 榮重	○
副委員長	佐々木勇治	○
委員	小黑 敬三	○
〃	佐藤 文子	○
〃	三瓶 宝次	○

## ●産業・建設常任委員会

	氏名	3/10	3/12
委員長	若月 芳則	○	○
副委員長	平本 佳司	○	○
委員	松田 孝司	○	○
〃	佐々木恵寿	○	○
〃	吉田 数博	○	○

## ●文教・厚生常任委員会

	氏名	3/10	3/12
委員長	山本幸一郎	○	○
副委員長	渡邊 泰彦	○	○
委員	鈴木 幸治	×	×
〃	山崎 博文	○	○
〃	泉田 重章	○	○
〃	馬場 績	○	○

## ●議会運営委員会

	氏名	1/30	2/26	3/14	3/18	3/19	3/31	4/11
委員長	馬場 績	○	○	○	○	○	○	○
副委員長	三瓶 宝次	○	○	○	○	○	○	○
委員	若月 芳則	○	○	○	○	○	○	○
〃	山本幸一郎	○	○	○	○	○	○	○
〃	紺野 榮重	○	○	○	○	○	○	○
〃	吉田 数博	○	○	○	○	△	△	△

## ●議会報編集特別委員会

	氏名	1/30	2/14	4/2	4/8	4/10	4/14
委員長	山崎 博文	○	○	○	○	○	○
副委員長	佐藤 文子	○	○	○	○	○	○
委員	渡邊 泰彦	×	○	○	○	○	○
〃	佐々木勇治	○	○	○	○	○	○
〃	平本 佳司	○	○	○	○	○	○
〃	松田 孝司	○	○	○	○	○	○

## ●資格審査特別委員会

	氏名	1/30	2/7	2/13	2/26	3/7	3/17	3/18
委員長	三瓶 宝次	○	○	○	○	○	○	○
副委員長	山本幸一郎	○	○	○	○	○	○	○
委員	鈴木 幸治	○	○	○	○	×	×	×
〃	紺野 榮重	○	○	○	○	○	○	○
〃	吉田 数博	○	○	○	○	○	○	○
〃	馬場 績	○	○	○	○	○	○	○

※4月16日以降の会議については、原稿〆切後の開催のため次号に掲載します。



# 町民の声



品川 渉さん  
(請 戸)

## 原発事故は 愛好者の趣味まで 奪った

晩秋に彩りを添え、地域住民に潤いと安らぎを与え、毎年開催してきた浪江町菊花大会も、原発事故により全町民避難となり中断した。

県内外各地に避難するも、菊づくりはできないが会員相互の連携と親睦を図るため、組織は継続し避難中も集っている。会員の中には仮設住宅、また

借上げ住宅において菊花を作り、町役場二本松事務所に飾っている方もいる。私も借上げ住宅において菊花を作り、隣近所の方々に差し上げ、地域住民との絆を図っている。

原発事故は全てを失い、愛好者の趣味まで奪ってしまった。

また、我々の避難は地震津波によるものでなく、安全神話によつて造られた原発事故によるもので、放射能から逃れるためであり、東電の責任は重い。

一日も早く事故の収束を図り、住民が帰町し、震災前のように菊作りができ、地区菊花大会はもとより、今までのように二本松菊花展にも出品できるよう、徹底した除染と事故の収束に全力を挙げてほしい。

## 編集後記

世の中は春らんまん。我々の心はいつになったら晴れるのだろうか。

復旧・復興と動き始めているが、我々の心はいつになったら復興するのだろうか。

誰かのため・町民のため・町のためになつているのだろうか。

そんな事を考える日々を送っています。

ふるさとを追われ、早いもので三年が過ぎ、帰町を待ち望む方・新たな生活に入った方・どうして良いか悩んでいる方。人それぞれですが、虚しさ・寂しさ・悲しさは埋める事ができませんね。

しかしながら、私たちは前進するしかありません。必ず、何年、何十年かけても自分達のふるさとを取り戻そうではありませんか。

みんなで頑張ろうよ!!

(記・平本 佳司)

- |      |      |       |      |      |      |      |
|------|------|-------|------|------|------|------|
| 委員   | 委員   | 委員    | 委員   | 副委員長 | 委員長  | 議長   |
| 松田孝司 | 平本佳司 | 佐々木勇治 | 渡邊泰彦 | 佐藤文子 | 山崎博文 | 吉田数博 |

